

初めて参加するカートレース、百戦錬磨のレンタルカーター共に楽しめる耐久レースを目指しています。

第1章 総 則

第1条 競技会の名称

サーキットあづみ野レンタルカート2時間耐久レース
レンタルカート90分耐久レース(4月、9月)
最終戦「4時間耐久レース」

第2条 競技種目

レンタルカートによる耐久レース

第3条 開催場所、受付場所及び日程

(1) サーキットあづみ野

長野県北安曇郡池田町大字広津4108
TEL 0261-62-0245 FAX(姉妹店 F-1パーク) 0263-72-6801(9時～18時まで)
E-mail kart@circuit-azumino.com
URL www.circuit-azumino.com

(2) レンタル2時間耐久レース日程

○第1戦 4月26日(日)(ショート) ○第5戦 8月23日(日)
○第2戦 5月24日(日) ○第6戦 9月27日(日)(ショート)
○第3戦 6月28日(日) ○第7戦 10月25日(日)
○第4戦 7月26日(日) ○第8戦 11月29日(日)レンタルカート4時間耐久レース
○サーキットあづみ野 感謝&表彰パーティー 期日未定

第2章 参加申し込み

第4条 参加資格

1チーム2名以上で健康な方。各チーム最大8名までとする。18歳未満は親権者の同意を持って受付とする。
カートレースを純粋に楽しむことができる方。

★相手に迷惑をかけない ★決して怒らない ★悪口を言わないこと

モータースポーツの危険性を理解し、当コースの保険条件に同意いただける方

第5条 参加料

1チーム ¥29,000-(1チーム二人で出場の場合は ¥24,000-)

90分耐久 ¥24,500-(1チーム二人で出場の場合は ¥20,000-)

最終第8戦(4時間耐久)の料金は¥60,000-とする。

各自、サーキットあづみ野スポーツ保険、または傷害保険等に入ることを強く推奨する。

第6条 参加定員

(1) 参加受付台数は最大14チームとする。(状況により変動する場合がある)

- (2) 先着順にて満車になり次第エントリーを締め切る場合がある。
 エントリー締め切り時点で、参加台数が3台未満の場合は、開催しない。

第7条 参加申し込み及び受付期間

- (1) 競技会開催月の1日から、大会開催日1週間前の日曜日までとする。
 (2) ホームページからEメール、電話、FAXもしくはLINEでエントリーすること。
 (3) 申し込み必要事項
 代表者の連絡先・チーム名・Eメールアドレス(LINEの場合は不要)・出場者名簿を記入すること。

第8条 参加の受理と参加拒否

- (1) 参加申し込み者に対して主催者より参加受理又は参加拒否が5日前までに通知される。
 (2) キャンセルの場合、締切日以降はエントリー費の半額、レース日3日前(金曜日)以降の場合はエントリー費全額をキャンセル料金として支払いする。
 (3) 参加料及びキャンセル料は代表者が責任を持って支払いをすること。
 (4) レース参加者はエントリー後、当日まで通常レンタルカート料金¥2300のところ、¥1500で走行出来る。(姉妹店F-1パーク)、レンタルカート15分走行は¥2500とする。(サーキットあづみ野)
 (5) サーキットあづみ野をレンタル走行する場合、平日は予約制、土日祝祭日は走行時間が制限される場合がある。

第9条 タイムテーブル

第2、3、4、5、7戦(2時間耐久)

当日の進行	スケジュール
<u>9:00~9:50</u>	受付
10:00~10:20	ドライバーズミーティング
<u>10:35~10:55</u>	練習走行
11:10~11:30	タイムトライアル
11:45	耐久レーススタート
13:45	フィニッシュ予定
14:00~	表彰式

第1、6戦(90分耐久)

当日の進行	スケジュール
9:00~9:30	受付
9:30~9:50	ドライバーズミーティング
10:00~10:20	練習走行
10:40~11:00	タイムトライアル
11:15	耐久レーススタート
12:45	フィニッシュ予定
13:00~	表彰式
終了次第	フレッシュマンレース

第3章 参加車両規定

第10条 レンタルカート

- (1) 主催側の用意したレンタルカートを使用する。
 (2) 車両に対して、一切改造、メンテナンスをしてはならない。但しシートへのガムテープ等での、スポンジの取り付けは許可する。車体、またはヘルメットへの小型カメラ固定を許可する。走行に支障の無いよう、強固に取り付けること。オフィシャルに安全確認をすること。車両に取り付ける場合は、レース後に取り付け前の状態に戻す事。
 (3) 車両に対して、一切抗議は受け付けない。
 (4) 当日使用する車両の破損に関してはチーム単位で賠償すること。自分の車両と思い大切に使用すること。破損の度合いにより、修理、部品交換が必要と思われる車両は実費負担となる場合がある。

第4章 競技に関する事項

第11条 レース

- (1) 競技規則等はあづみ野チャレンジカップに準ずるが、罰する事が目的ではなく、最後までルールを守り、完走した喜び、カートレースの面白さを理解してもらう為の規則である。
- (2) 競技用旗、全てを使用し競技を行う。FIAモータースポーツでの使用旗と信号LEDを使用する。(別紙参照)
- (3) 車両選択制を行う。2時間耐久では7回、90分耐久では5回のドライバー交代を義務とする。但し、ハンデ等で増減する場合がある。

①受付時に抽選にて、練習走行で使用する車両を決める。

②練習走行終了後、シリーズポイントが下位のチームからタイムトライアル、レースで使用する車両を選択する。

◇レース中のピットインの流れ(イラスト別紙参照)

1. 各チームの判断でピットインする。
2. ドライバーは車両から降りてカードスタンドまで行き、自分の車両番号と同じ番号札を取る。車両のエンジンは止めてもよいが、車両が動かないよう注意すること。
3. 番号札を取りに行っている間に、次のドライバーは乗車をしていてもよい。番号札を持ち帰りタッチした時点で、再スタートする。
4. 乗り換えの際に、ドライバー認識のためのアルミ札を挿しかえること。
5. 交代が終わったドライバーは、速やかに番号札を受付まで返却すること。

※チームにペナルティーがあった場合はペナルティカードを持って、指定の場所にてペナルティーを受けること。

- (4) 耐久レースがスタートしてから、3周終了後までピットイン(ドライバー交代)は出来ない。
- (5) ピットロード走行速度制限30km/h未滿とする。固定された速度センサーの他、スピードガンにてランダムに計測を行う場合がある。ピットロードスピード違反は10秒停止のペナルティーになる。
- (6) イエローフラッグ無視 10秒停止 ペナルティー
- (7) 走路妨害、プッシング、イエロー(ホワイト)ラインカット、その他危険行為など 10秒停止ペナルティー
- (8) コース外走行、コースアウト時の無理な復帰、スピン後の無理な復帰など 10秒停止ペナルティー
- (9) 白黒旗は、チーム累積2回で10秒停止ペナルティーを課す。
- (10) 停止ペナルティーはコントロールタワー前にて消化すること。
- (11) レーススタート時のフライングは1周減算の処置とする。
- (12) ダブルチェッカーは警告のみとする。
- (13) 乗車時に必要な長袖、長ズボン、スニーカー、ヘルメット等は各自用意すること。ヘルメットはシールドの付いた物であれば、ジェット型でも使用可。レーシングスーツの着用を推奨する。また雨天の場合に備えて、雨具も用意すること。
- (14) ヘルメットへの小型カメラ固定を許可する。走行中に脱落する事が無いよう、強固に取り付けること。取り付けに関して、主催者から注意を受けた場合には、直ちに指示に従うこと。
- (15) ドライバーとピットクルーの交信のための、無線機、携帯電話の使用を許可する。送受信の方法はドライビングに支障のきたさない様にする。取付けに関して、主催者から注意を受けた場合には、直ちに指示に従うこと。
- (16) レース中にコース内で停止してしまった場合、他のドライバーにしっかりと合図をし、それらが過ぎ去ってからレースの障害とならない場所に移動しなければならない。但し、他を妨害することなく自力で再スタートできる場合にはレースに復帰できるものとする。
コース上における再スタートはドライバー自身で行わなければならない。但し、やむをえない場合は、オフィシャル、ピットクルーが補助する場合もある。
- (17) 第2戦より、前戦の入賞チームには、ピット回数ハンデを課すこととする。優勝チームは3回、準優勝チームは2回、第3位のチームは1回のハンデを与える。尚、90分耐久レースではハンデを優勝チームは2回、準優勝チームは1回とする。

ハンデを含めたピット交代はレース中に規定回数を必ず行うこと。行わない場合は1回につき3週の減算とする。

- (18) 2025年度、及び2026年度のレンタル耐久レースシリーズにおいて、入賞(上位3位以内)したことの無い参加者のみのチーム(初参加チームを含む)には、ボーナス周回3周を与える。(入賞するまでボーナス周回は貰える。)主催者の判断により、ボーナスを与えない場合もある。尚、90分耐久レースでは最大2周とする。4時間耐久レースでは全チーム、ボーナス無しとする。
- (19) ボーナス3周で入賞(3位以内)チームは、次戦のみボーナス1周を与える。
- (20) チーム平均体重(走行時の装備)によって下記のウェイトハンデを加える。
- ①受付終了後、チーム単位で体重を測定し、チーム毎の平均体重を算出する。尚、体重測定は各チーム一度しか認めない。不正があると思われる場合はこの限りではない。
- 中学生以下のドライバーは、装備込みの実測体重が50kgを下回った場合には、50kgとして換算する。
女性ドライバーは、装備重量60kgとして換算することもできる。
- ②練習走行は各車両ウェイト無しで行い、タイムトライアルからウェイトを搭載する。
- 平均65kg以上 =ウェイト無し
61kg～64.9kg =ウェイト1枚
57kg～60.9kg =ウェイト2枚
- 以降4kgごとにウェイト1枚ずつ追加されていく。
- ③チーム平均体重が70kgを超えるチームには平均3キロ毎に5pt ハンデポイントを加算する。
5pt でピット1回免除。10pt 毎に1周追加。(例 平均79kg=15pt 1周追加+ピット1回免除)
尚、90分耐久レースではハンデポイントが3/4(75%)になる。(例 平均79kg=11.25pt 1周追加)
- ④走行時の装備(ヘルメット、スーツ、リブプロテクター等)を含むが、走行に必要なではない装備の着用は認めない。
必要な装備であるかどうかは、主催者が判断する。
- (21) 一人当たりの責任走行時間を下記のようにする。分単位での計算とする。
- 2時間耐久の場合 120分÷チームの登録ドライバー数×70%(小数点以下は繰り上げ)
90分耐久の場合 90分÷チームの登録ドライバー数×70%(小数点以下は繰り上げ)
- 責任走行時間は運営側で管理する。ドライバー認識のためのアルミ札をドライバーそれぞれに配布する。
ドライバー交代後、ピットライン通過の時間を交代の時間の目安とする。
決勝レース残り10分の時点で責任時間を満たしていないチームを発表する。
責任走行時間を満たさなかったチームには、ペナルティーを与える。
- (22) 以下のペナルティーを対象となる行為、反則に対して選択して与える。
10秒停止ペナルティ 1周減算 複数周回減算 失格

第12条 完走

規定周回数の1/2以上を完走し、かつチェッカーを受けなければならない。

第13条 順位の決定

- (1) レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
- 1 チェッカーを受けた完走者(規定周回数の1/2以上を完了。チェッカーを受けた者)
 - 2 チェッカーを受けない未完走者(規定周回数の1/2以上を完了。チェッカーを受け無かった者)
- (2) 未完走者(チェッカーに関わらず、規定周回数の1/2以上を走行していない者)
- (3) 同周回の場合は、その周回を先に完了した者を優先する。
- (4) 失格者

第14条 成績決定及び賞典

- (1) 決勝レースの順位により決定する。
- (2) 賞典は、3位までのチームに対して行われる。 1位～3位 メダル、シャンパンファイト
- (3) 賞典の対象者は決勝レース完走者に限る。
- (4) 年間の総合ポイントにより、シリーズチャンピオンを決定する。
- (5) サーキットあづみ野・総合表彰パーティーでシリーズ表彰を行う予定です。

ポイントは下記の通りとする。シリーズポイント一覧

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位	11位	12位	13位	14位	15位
得点	20	18	16	14	12	10	9	8	7	6	5	4	3	2	1

シリーズポイントは決勝ヒートに参加した全チームに与えられる。

最終戦(4時間耐久)には1.5倍のポイントが加算される。

同ポイントの場合は、出場回数の多い者、次に上位入賞回数が多い順に決定される。

- (6) シリーズ賞典はシリーズチャンピオンには最大10万円、シリーズ第2位には最大3万円、シリーズ第3位には最大1万円を進呈する。シリーズ全8戦中で年間総参加チーム数が50台未満の場合には賞典が制限される。
- (7) シリーズポイントは全戦有効とする。

第5章 その他一般事項

第15条 損害の補償

- (1) 参加者は参加車両及びその付属品並びにレース場の施設、機材、器具に対する補償の責任を負うものとする。
- (2) ドライバー、ピットクルーはコース所有者、オーガナイザー及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了承していなくてはならない。

第16条 誓約書の署名

エントラント、ドライバー、ピットクルーは参加申し込み用紙に記載された誓約文に署名捺印しなければならない。

第17条 オーガナイザーの権限

オーガナイザーは次の権限を有するものとする。

- (1) 参加申し込みの受付に際してその理由を示すことなく参加者、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- (2) 大会スポンサーの広告を参加車両に貼付させることができる。
- (3) 全ての参加者、ドライバー、ピットクルー、及びその参加車両の音声、写真、映像等、報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することが出来る。

第18条 保険

保険金支払い

オーガナイザーの付保する保険金額は被保険者1名につき下記の通りとする。

保険適応の額は、医療費・慰謝料など全てを補填するものではなく、見舞金として支払われる。

参加者は競技に適応される保険を個人で入ることを強く推奨する。

保険事項は、「委託保険会社の約款」に順ずる。

ドライバー保険金額

死亡保険金 保険金額(最高額) ¥1,000,000-

後遺障害保険 保険金額(最高額) ¥1, 000, 000-

スポーツ安全保険

サーキットあづみ野ではスポーツ安全保険への加入をお薦めしています。

対象となる事故

被保険者がサーキットあづみ野、あづみ野 F-1パーク走行中(ミニバイク・カート)または往復中に、急激で偶然な外来の事故により被った傷害(日射・熱中病及び細菌性・ウィルス性食中毒を含む)による死亡、後遺障害、入院、手術、通院を補償します。

保険加入募集期間

随時加入可 3月中に申し込みすれば一年間加入できます。※加入申請から、保険が適用となるまで約1週間かかります。

保険期間

4月1日午前0時～3月31日午後11時59分まで。 期間途中からの申し込みでも、料金は一律となります。

加入区分	保険料合計	傷害保険金額			
		死亡補償	後遺障害(最高)	入院(一日)	通院(一日)
大人 (高校生以上)	2400円	2000万円	3000万円	4000円	1500円
子ども (15歳以下)	1300円	2000万円	3000万円	4000円	1500円

スポーツ安全保険詳細について <http://www.sportsanzen.org/hoken/hoken1.html>

以上